

足監査公表第2号
平成27年2月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法第199条の2の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 西田智男

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 平成27年1月28日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
公益財団法人 足利市みどりと文 化・スポーツ財団	平成25年度 出捐金 30,000,000円 出資金 9,000,000円	出捐金等は目的に沿って運営管理され、その経理事務については、おおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・国庫助成金である市民プラザ講演等事業助成金収入の一部を民間助成金で計上していた。

- 5 意見・要望

財団の運営に当たっては、費用を収益で賄えない事業について見直しを図るとともに、職員構成等にも配慮し、公益財団法人として持続可能な健全団体となるよう経営の確保に努められたい。